

平成28年度から軽自動車税の税率が変わります!

軽自動車税は、4月1日現在の所有者または使用者に当該年度分が課税されます。

◎原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪、二輪の小型自動車の税率

車両種別		現行	平成28年度から
原動機付自転車および 小型特殊自動車	50ccまで	1,000円	2,000円
	90ccまで	1,200円	2,000円
	125ccまで	1,600円	2,400円
	農耕用	1,600円	2,400円
	小型特殊	4,700円	5,900円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪（ボートトレーラーを含む）	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円

◎三輪および四輪以上の軽自動車の税率

車両種別		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両	最初の新規検査から13年を経過した車両
三輪		3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円

※最初の新規検査とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない車両を新たに使用するときを受ける検査をいいます。
 ※最初の新規検査から13年を経過した車両は、重課税率が適用されます。（電気自動車等や被けん引車には適用されません）
 ※平成15年10月14日以前に最初の新規検査を受けた車両は、車検証に年しか記載されていないため、その年の12月を基準として判定します。

軽自動車税の税率を軽減する特例措置【グリーン化特例（軽課）】

対象：平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した、排出ガス性能と燃費性能の優れた環境負荷の小さい四輪と三輪の軽自動車。（新車に限る）

◆特例措置後の税率

①税率約75%軽減

平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない電気自動車・天然ガス自動車

②税率約50%軽減

平成17年排出ガス規制に適合し、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない、揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車のうち

- ア 平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良い乗用車
- イ 平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良い貨物用車

③税率約25%軽減

平成17年排出ガス規制に適合し、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車②以外のもののうち

- ア 平成32年度燃費基準値を満たす乗用車
- イ 平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良い貨物用車

◆特例措置後の税額（平成28年度）

車両種別		①約75%軽減	①約50%軽減	①約25%軽減
三輪		1,000円	2,000円	3,000円
四輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円
		自家用	2,700円	5,400円
	貨物用	営業用	1,000円	1,900円
		自家用	1,300円	2,500円

個人住民税の特別徴収

◆公的年金からの個人住民税（市・県民税）の特別徴収（年金天引き）について

平成27年4月1日現在65歳以上で、老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職年金等の支払いを受けている方の、個人住民税を公的年金から天引きする特別徴収制度が始まっています。この制度は、納付方法を変更するものであり、新たな税負担を生じさせるものではありません。

特別徴収（年金天引き）される税額等は、6月12日（金）に発送予定の納税通知書で確認してください。

◆給与からの個人住民税の特別徴収（給与天引き）について

三重県と県内全市町では、平成26年度から法定要件に該当する事業主の方に個人住民税の特別徴収義務者の指定を行いました。パート・アルバイトに関わらず、従業員の方は、すべて特別徴収による納付となります（退職者等一部例外を除く）。

対象となる方：平成26年1月1日～12月31日に給与の支払いを受けた方で、かつ、平成27年4月1日現在において特別徴収義務者から給与の支払いを受けている方です。特別徴収される税額等は、5月中旬以降に事業所を通して通知される税額決定通知書で確認してください。

市民税・県民税納税通知書の発送について

平成27年度市民税・県民税納税通知書は、6月12日（金）の発送を予定しています。

第1期の納期限は、6月30日（火）です。

▶詳しくは… 市民税課 ☎53-4027

各振興局地域住民課 嬉野☎48-3805 三雲☎56-7908 飯南☎32-2510 飯高☎46-7113

市税等の減免と納税相談

■市税等の減免 皆さんからの申請により税額の全部または一部を減額または免除する制度があります。

税の種類	主 要 件	問い合わせ
個人市・県民税	・生活扶助等を受けた場合 ・災害（火災、風水害等）を受けた場合	市民税課 ☎53-4027
軽自動車税	・生活保護法に規定される要保護者 ・災害（火災、風水害等）を受けた場合 ・身体等障がいのある方のために使用する車で、一定の要件にあてはまる場合	市民税課 ☎53-4026
固定資産税 都市計画税	・生活扶助等を受けた場合 ・災害（火災、風水害等）を受けた場合 ・公益上必要と認められる場合	資産税課 ☎53-4036
国民健康 保険税	・災害（火災、風水害等）を受けた場合 ・生活保護法に規定される要保護者 ・疾病、失業等により減免を申請する年分と前年中の総所得金額等を比較して10分の3以上減少すると見込まれ、納税が著しく困難であると認められる場合	保険年金課 ☎53-4048

■納税相談 災害や病気によって市税を納付することができないときは、収納課へ相談してください。

平日に来ることができない場合は、日曜、夜間窓口を利用してください。

実施日は毎月、広報まつさか情報広場に掲載しています。

▶詳しくは… 収納課 ☎53-4107

各振興局地域住民課 嬉野☎48-3805 三雲☎56-7908 飯南☎32-2510 飯高☎46-7113